

# 山梨県公報

第百七十号

令和三年

三月一日

月 曜 日

## 目次

### 告示

○山梨県県税条例第十三条第一項の規定による県税の申告等の期限の延長	六九
○土地改良区の定款の一部変更の認可	六九
○道路の区域変更	六九
○道路の供用開始	六九
○都市計画事業の認可	七〇
○都市計画事業の事業計画の変更認可(二件)	七〇
○建築基準法に基づく道路位置指定	七一
○第四十四期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について	七一
○令和三年度前期技能検定の実施	七一
○令和三年度技能検定(随時実施する二級、三級及び基礎級)の実施	七五
○令和三年二級建築士試験の実施	八〇
○令和三年木造建築士試験の実施	八一
○令和三年一月二十八日付第百六十二号中	八一

## 告示

### 山梨県告示第四十八号

山梨県県税条例(昭和三十六年山梨県条例第十一号)第十三条第一項の規定により、同条例第四十四条第一項及び第二項に定める個人の事業税の申告のうち、その期限が令和三年三月十五日であるものについては、その期限を令和三年四月十五日まで延長する。  
令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年

年二月十九日一宮町市之蔵土地改良区の定款の一部変更を認可した。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 山梨県告示第五十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和三年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。  
令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士吉田西桂線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	旧	新	
南都留郡西桂町小沼字米倉三三六四番地先から 南都留郡西桂町小沼字池の頭二九二三番一 地先まで	五・〇〇	五・〇〇	八三八・一
	六一・〇	六一・〇	八〇〇・〇
	一一・七〇	一一・七〇	八〇〇・〇
	六一・〇	六一・〇	八〇〇・〇

### 山梨県告示第五十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建

設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和三年三月二十二日まで一般の縦覧に供する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	桐原藤野線	上野原市桐原字穴沢五〇四八番 一地从から 上野原市桐原字河渡四九一七番 一地先まで	四二一・五	令和三年三 月一日

山梨県告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画法の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 都市計画法の種類の種類及び名称 甲府都市計画道路事業三・四・九号 城東三丁目敷島線及び三・四・一号 甲府駅前線
- 二 施行者の名称 甲府市
- 三 事業施行期間 令和三年三月一日から令和十年三月三十一日
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 山梨県甲府市伊勢四丁目地内
  - 2 使用の部分 山梨県甲府市伊勢四丁目地内

山梨県告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 大月市

- 二 都市計画法の種類の種類及び名称 大月都市計画下水道事業大月市公共下水道
- 三 事業施行期間 平成六年三月二十四日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 平成六年山梨県告示第二百二十二号、平成十三年山梨県告示第二百一十一号、平成十六年山梨県告示第五百二十九号、平成二十二年山梨県告示第三百三十号、平成二十八年山梨県告示第四百十四号及び令和二年山梨県告示第百一十一号の事業地に大月市大字猿橋町殿上字程原を加え、大月市大字猿橋町殿上字且村、字宮原及び字横引並びに大字富浜町鳥沢字竹ノ鼻の各一部を加え、大月市大字猿橋町殿上字東井土下、字西井土下、字寺野下、字長畠、字唐沢及び字大竹並びに大字富浜町鳥沢字横吹において事業地を変更し、同事業地のうち大字大月町駒橋字宮原を削り、大月市大字駒橋二丁目字仲下及び字仲山、大字大月町駒橋字仲山及び字清水入、大字駒橋一丁目字仲山及び字駒門、大字御太刀一丁目字林宝山及び字宮原、大字大月一丁目字宮原及び字献上地、大字大月二丁目字献上地及び字中道並びに大字大月町大月字閑屋、字献上地及び字林宝山の各一部を削る。
  - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画法の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 上野原市
- 二 都市計画法の種類の種類及び名称 上野原都市計画下水道事業上野原市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年三月二十日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分 昭和五十四年山梨県告示第百一十一号の二、昭和六十年山梨県告示第百九号、平成六年山梨県告示第二百一十八号、平成六年山梨県告示第二百四十一号、平成七年山梨県告示第三百七十五号、平成十三年山梨県告示第二百十六号、平成十六年山梨県告示第五百四十号、平成十九年山梨県告示第百四十一号、平成二十二年山梨県告示第百三十一号、平成二十七年山梨県告示第七十号及び令和二年山梨県告示第百十五号の事業地に上野原市大字上野原字寺畑、字桐ノ木、字大間々及び字沓掛並びに大字松留字上馬船及び字下馬船の各地内の一部を加え、同事業地のうち大字上野原字新町、大字八ツ沢字坂下及び字日蔭向並びに大字松留字子ノ神の各地内

の一部を削除する。  
2 使用の部分 なし

### 山梨県告示第五十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和三年二月二十二日
- 二 指定道路の位置 富士吉田市上吉田字熊穴四千五百二十一番一
- 三 指定道路の幅員 六・〇メートル
- 四 指定道路の延長 五十三・九七メートル

## 公 告

● 第四十四期山梨県労働委員会委員候補者の推薦について  
労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、第四十四期山梨県労働委員会の使用委員会及び労働者委員の候補者の推薦を求めるので、公告する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 推薦資格を有するもの及びその推薦方法

#### 1 使用者団体

- (一) 使用者委員候補者を推薦し得る資格を有する使用者団体は、山梨県の区域内のみに組織を有するものであること。
- (二) (一)の使用者団体は、書面により候補者を推薦すること。

#### 2 労働組合

- (一) 労働者委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合するものであること。
- (二) (一)の労働組合は、書面により候補者を推薦すること。この場合にあっては、その書面にその労働組合が(一)の規定に適合する旨の山梨県労働委員会の資格証明書を添付すること。

### 二 被推薦者の資格制限等

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員となることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条及び第四百四条又は地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦期間 令和三年四月一日（木）から同年四月三十日（金）まで

四 推薦書の提出場所 山梨県産業労働部労政雇用課（郵便番号四〇〇一八五〇一甲府市丸の内一丁目六番一号）

### ● 令和三年度前期技能検定の実施

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

### 一 実施職種

1 一級及び二級 一級及び二級の検定職種のうち前期（令和三年四月一日から同年九月三十日までの期間をいう。以下同じ。）に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。ただし、機械加工職種マシニングセンタ作業の実技試験は、実施しない。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
造園	なし	なし
铸造	鑄鉄鑄物鑄造作業法	鑄鉄鑄物鑄造作業
金属熱処理	一般熱処理事業法	一般熱処理事業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 数値制御フライス盤作業 平面研削盤作業 円筒研削盤作業

とび	石材施工	プラスチック成形	建具製作	家具製作	建設機械整備	電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	仕上げ	建築板金	鉄工	金属プレス加工	放電加工
なし	石張り施工法	射出成形法	木製建具手加工作業法	家具手加工作業法	なし	回転電機組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法	なし	なし	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	内外装板金施工法	構造物鉄工作業法	なし	数値制御彫り放電加工法 ワイヤ放電加工法
なし	石張り作業	射出成形作業	木製建具手加工作業	家具手加工作業	なし	回転電機組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業	なし	コールドチャンネルダイカスト作業	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	内外装板金作業	構造物鉄工作業	なし	数値制御彫り放電加工作業 ワイヤ放電加工作業

2 三級 三級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するもの

左官	防水施工	畳製作	タイル張り	なし	内装仕上げ施工	熱絶縁施工	サッシ施工	貴金属装身具製作	表装	塗装	フラワー装飾
なし	ウレタンゴム系塗膜防水施工 法 アクリルゴム系塗膜防水 施工法 シーリング防水施工 法 改質アスファルトシート 常温粘着工法防水施工法 F RP防水施工法	なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ施工 法 カーペット系床仕上げ施 工法 木質系床仕上げ施工法 鋼製下地施工法 ボード仕 上げ施工法 化粧フィルム施 工法	保温保冷施工法	なし	なし	壁装施工法	建築塗装法 金属塗装法	なし
なし	ウレタンゴム系塗膜防水工 事作業 アクリルゴム系塗膜防 水工事作業 シーリング防水 工事作業 改質アスファルト シート常温粘着工法防水工 事作業 FRP防水工事作業	なし	なし	なし	プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーペット系床仕 上げ工事作業 木質系床仕 上げ工事作業 鋼製下地工 事作業 ボード仕上げ工事 作業 化粧フィルム工事作 業	保温保冷工事作業	なし	なし	壁装作業	建築塗装作業 金属塗装作業	なし

はそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
園芸装飾	なし	なし
造園	なし	なし
金属熱処理	一般熱処理作業法	一般熱処理作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 研削盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 平面研削盤作業 マシニングセンタ作業
仕上げ	機械組立仕上げ法	機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
電子機器組立て	なし	なし
建築大工	なし	なし
とび	なし	なし
左官	なし	なし
塗装	金属塗装法	金属塗装作業
フラワー装飾	なし	なし

3 単一等級 単一等級の検定職種のうち前期に実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカー 施工法	溶融ペイントハンドマーカー 工事作業

二 試験の方法 実技試験及び学科試験  
三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 令和三年六月七日(月) から同年九月十二日(日) までの間において、別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 令和三年五月三十一日(月) から山梨県職業能力開発協会(甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内)において行う。ただし、一部の職種については、公表しない。

2 学科試験

- (一) 実施期日

職種	実施期日
三級 園芸装飾 造園 機械加工 仕上げ 機械検査 電子機器組立て 建築大工 とび 左官 塗装 フラ ワー装飾	令和三年七月十一日 (日)
1 一級及び二級 造園 金属熱処理 金属プレス加工 プラスチック成形 とび 防水施工 サッシ施工 塗装	令和三年八月二十二日 (日)
2 三級 金属熱処理	
一級及び二級 機械加工 鉄工 ダイカスト 電子機器 組立て 建設機械整備 家具製作 建具製作 左官 畳製作 内装仕上げ施工 貴金属装身具製作	令和三年八月二十九日 (日)
1 一級及び二級 鋳造 放電加工 建築板金 仕上げ	令和三年九月五日( )

電気機器組立て 石材施工 タイル張り 熱絶縁施 日

工 表装 フラワー装飾

2 単一等級 路面標示施工

(二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター  
受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書

(二) 次のいずれかの本人確認書類の写し

(1) 運転免許証又は個人番号カード（個人番号が記載されている箇所は黒塗りすること。）

(2) 特別永住者証明書又は在留カード

(3) 健康保険被保険者証

(4) 生徒手帳又は学生証（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(5) 外国政府が発行した旅券（写真欄及び日本国査証欄）

(6) その他日本の官公庁が発行した身分証明書（氏名及び生年月日が確認できるものに限る。）

(三) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面  
2 試験手数料

(一) 実技試験

(1) (2)から(4)までに掲げる者以外の者 一の検定職種につき一万八千二百円

(2) 二級又は三級を受けようとする者であつて、令和三年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者並びに(3)及び(4)に掲げる者を除く。） 一の検定職種につき九千二百円

(3) 二級又は三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者若しくは同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（省令第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）

又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校

（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）、大学、高等専門学校若しくは同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百二十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。(4)において同じ。)(4)に掲げる者を除く。) 一の検定職種につき一万二千二百円

(4) 二級又は三級を受けようとする在校生であつて、令和三年四月一日において三十五歳未満のもの（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。） 一の検定職種につき三千百円

(二) 学科試験 一の検定職種につき三千百円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手料は、技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 令和三年四月五日（月）から同月十六日（金）まで

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会（電話〇五五―二四三―四九一六）

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書 在中」と朱書すること（受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。）。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

1 合格者の発表及び通知 合格者については、令和三年八月二十七日（金）（金属熱処理を除く三級職種に限る。）又は同年十月一日（金）に県庁東側の掲示板に受検番号を掲示するとともに、山梨県のホームページ内に掲載する。なお、合格者及び実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。

2 合格証書等の交付 一級又は単一等級の合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、二級又は三級の合格者には山梨県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章を交付する。

六 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課（電話〇

五五―二二三―一五六六）又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和三年度技能検定（随時実施する二級、三級及び基礎級）の実施  
 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項  
 の規定により、技能検定の実施について次のとおり公告する。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 実施職種等  
 1 実施職種

(一) 二級 二級の検定職種のうち前期（令和三年四月一日から同年九月三十日まで  
 の期間をいう。以下同じ。）又は後期（同年十月一日から令和四年三月三十一日  
 までの期間をいう。以下同じ。）の期間にかかわらずに随時実施するものは次の  
 表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目の  
 うち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	構造物鉄工作業法	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業
工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業

仕上げ	金型仕上げ法	金型仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法	変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業
プリント配線板製造	プリント配線板製造法	プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	婦人子供既製服製造法	婦人子供既製服縫製作業
寝具製作	なし	なし
家具製作	家具手加工作業法	家具手加工作業
印刷	なし	なし
製本	なし	なし
プラスチック成形	射出成形法	射出成形作業
パン製造	なし	なし

(二) 三級 三級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工	パーカッション式さく井工
工業包装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 噴霧塗装作業
熱絶縁施工	保温保冷施工法	保温保冷工事作業
内装仕上げ施工	ボード仕上げ施工法	ボード仕上げ工事作業
施工	なし	なし
コンクリート圧送	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業
型枠施工	なし	なし
タイル張り	なし	なし
とび	なし	なし
建築大工	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし

電気機器組立て	電子機器組立て	ダイカスト	機械検査	仕上げ	めっき	工場板金	建築板金	鉄工	金属プレス加工	機械加工	鍛造	鑄造	法
変圧器組立て法 配電盤・制	なし	なし	なし	金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	電気めっき作業法	機械板金加工法	内外装板金施工法	なし	なし	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシニングセンタ加工法	ハンマ型鍛造法	鑄鉄鑄物鑄造作業法 非鉄金属鑄物鑄造作業法	法 ロータリー式さく井施工
変圧器組立て作業 配電盤	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業	なし	金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業	電気めっき作業	機械板金作業	内外装板金作業	なし	なし	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシニングセンタ作業	ハンマ型鍛造作業	鑄鉄鑄物鑄造作業 非鉄金属鑄物鑄造作業	事作業 ロータリー式さく井工事作業



プリント配線板製造	御盤組立て法	プリント配線板製造法	・制御盤組立て作業
冷凍空調和機器施工	なし	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし	なし
寝具製作	なし	なし	なし
家具製作	なし	なし	なし
建具製作	なし	なし	なし
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	印刷箱打抜き作業 印刷箱製箱作業 貼箱製造作業 段ボール箱製造作業	
印刷	なし	なし	なし
製本	なし	なし	なし
プラスチック成形	圧縮成形法 射出成形法 ロー成形法	圧縮成形作業 射出成形作業 ブロー成形作業	
石材施工	石材加工法 石張り施工法	石材加工作業 石張り作業	
パン製造	なし	なし	なし
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	なし	なし	なし

建築大工	なし	なし	なし
かわらぶき	なし	なし	なし
とび	なし	なし	なし
左官	なし	なし	なし
タイル張り	なし	なし	なし
配管	建築配管施工法	建築配管作業	
型枠施工	なし	なし	なし
鉄筋施工	なし	鉄筋組立て作業	
コンクリート圧送施工	なし	なし	なし
防水施工	なし	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 カーペット系床仕上げ施工 鋼製下地施工法 ボード仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	
熱絶縁施工	なし	なし	なし
サッシ施工	なし	なし	なし
ウエルポイント施工	なし	なし	なし

(三) 基礎級 基礎級の検定職種のうち前期又は後期の期間にかかわらずに随時実施するものは次の表の上欄に掲げる職種とし、当該検定職種ごとの学科試験又は実技試験の科目のうち受検者が選択するものはそれぞれ同表の中欄又は下欄に掲げる科目とする。

工業包装	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作業 鋼橋塗装作業 噴霧塗装作業
表装	なし	なし
検定職種	学科試験の選択科目	実技試験の選択科目
さく井	パーカッション式さく井施工法 ロータリー式さく井施工法	パーカッション式さく井工事作業 ロータリー式さく井工事作業
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業法 非鉄金属鋳物鋳造作業法	鋳鉄鋳物鋳造作業 非鉄金属鋳物鋳造作業
鍛造	ハンマ型鍛造法	ハンマ型鍛造作業
機械加工	旋盤加工法 フライス盤加工法 マシンニングセンタ加工法	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業 フライス盤作業 マシンニングセンタ作業
金属プレス加工	なし	なし
鉄工	なし	なし
建築板金	内外装板金施工法	内外装板金作業

工場板金	機械板金加工法	機械板金作業
めっき	電気めっき作業法	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ法 金型仕上げ法 機械組立仕上げ法	治工具仕上げ作業 金型仕上げ作業 機械組立仕上げ作業
機械検査	なし	なし
ダイカスト	なし	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業
電子機器組立て	なし	なし
電気機器組立て	回転電機組立て法 変圧器組立て法 配電盤・制御盤組立て法 回転電機巻線製作法	回転電機組立て作業 変圧器組立て作業 配電盤・制御盤組立て作業 回転電機巻線製作作業
プリント配線板製造	プリント配線板設計法 プリント配線板製造法	プリント配線板設計作業 プリント配線板製造作業
冷凍空気調和機器施工	なし	なし
婦人子供服製造	なし	なし
寝具製作	なし	なし
家具製作	なし	なし

型枠施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材施工 石材加工法 石張り施工法	プラスチック成形 圧縮成形法 射出成形法 ロー成形法	製本 なし	印刷 なし	紙器・段ボール箱 製造 印刷箱製造法 貼箱製造法 段ボール箱製造法	建具製作 なし
配管	建築配管施工法	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	石材加工作業 石張り作業	圧縮成形作業 射出成形作業 ロー成形作業	なし	なし	印刷箱打抜き作業 印刷箱 製箱作業 貼箱製作用業 段ボール箱製作用業	なし
タイル張り	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
左官	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
とび	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
かわらぶき	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
建築大工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ハム・ソーセージ ・ベーコン製造	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
パン製造	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

2 受検資格

(一) 1(一)に掲げる随時実施する二級の検定職種の技能検定については、当該検定職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）（以下「旧規則」とい

鉄筋施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	鉄筋組立て作業
コンクリート圧送 施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
防水施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ施工 カーペット系床仕上げ施 工法 銅製下地施工法 ポー ド仕上げ施工法	プラスチック系床仕上げ工 事作業 カーペット系床仕 上げ工事作業 銅製下地工 事作業 ポード仕上げ工事 作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
熱絶縁施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
サッシ施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
ウエルポイント 施工	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
表装	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
塗装	建築塗装法 金属塗装法 鋼 橋塗装法 噴霧塗装法	建築塗装作業 金属塗装作 業 鋼橋塗装作業 噴霧塗 装作業	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
工業包装	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

う。)第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級の技能検定及び当該検定職種に係る三級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

(二) 1(二)に掲げる随時実施する三級の検定職種の技能検定については、当該検定職種に係る基礎級又は旧規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。

(三) 1(三)に掲げる随時実施する基礎級の検定職種の技能検定については、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第二条第一項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

二 試験の方法 実技試験及び学科試験

三 日程等

1 実技試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 別に山梨県職業能力開発協会から受検者に通知する。
- (三) 問題の公表 あらかじめ受検者に送付する。

2 学科試験

- (一) 実施期日 別に山梨県職業能力開発協会が指定する日に行う。
- (二) 実施場所 甲府市大津町二千百三十番地二 山梨県立中小企業人材開発センター

四 受検申請の手続

1 提出書類

- (一) 技能検定受検申請書
- (二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 試験手数料

- (一) 実技試験 一万八千二百円
- (二) 学科試験 三千円

3 手数料の納付方法 実技試験の手数料及び学科試験の手数料は、技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)に添えて納付すること。なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも、手数料は還付しない。

4 受付期間 随時

5 提出先 甲府市大津町二千百三十番地二山梨県立中小企業人材開発センター内山梨県職業能力開発協会(電話〇五五―二四三―四九一六)

6 その他

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、山梨県職業能力開発協会に交付する。なお、申

請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒(角形二号の封筒に、宛先を記入し、百二十円分の切手を貼り付けたもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面を同封すること。

五 合格発表等

- 1 合格者の発表 合格者には、山梨県職業能力開発協会から書面で通知する。
- 2 合格証書の交付 合格者には、山梨県知事名の合格証書を交付する。
- 6 その他 技能検定について不明な点は、山梨県産業労働部産業人材育成課(電話〇五五―二二三―一五六六)又は山梨県職業能力開発協会に問い合わせること。

● 令和三年二級建築士試験の実施

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十三条の規定により、令和三年二級建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 令和三年七月四日(日) 午前十時十分から午後五時二十分まで
- 2 設計製図の試験 令和三年九月十二日(日) 午前十一時から午後四時まで

二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学

三 受験申込み手続

- (1) 原則として、新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験の申込みを行うものとする。
- (2) 受験申込み受付期間 令和三年四月一日(木) 午前十時から同月十五日(木) 午後四時まで

(3) 受験申込み方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<https://www.jaetc.or.jp/>)において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合(身体に障がいがありインターネットの利用が困難である場合等)には、令和三年四月七日(水)までにセンター本部(電話〇三―六二六―一三三三〇)に申し出る。

四 合格者の発表及び可否等の通知 令和三年十二月二日(木) (予定) (学科の試験

については、同年八月二十四日（火）（予定）  
五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、令和三年六月九日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において公表する。
- 2 詳細については、センター（電話〇三六二六一三三三〇）に問い合わせると。

● 令和三年木造建築士試験の実施

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十三条の規定により、令和三年木造建築士試験を次のとおり実施する。なお、試験の実施に関する事務は、同法第十五条の六第一項の規定により、山梨県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

令和三年三月一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 試験日時

- 1 学科の試験 令和三年七月十一日（日）午前十時十分から午後五時二十分まで
  - 2 設計製図の試験 令和三年十月十日（日）午前十一時から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市酒折二丁目四番五号 山梨学院大学
- 三 受験申込み手続

(1) 原則として、新規受験者を含めたすべての者がインターネットによる受験の申込みを行うものとする。

(2) 受験申込み受付期間 令和三年四月一日（木）午前十時から同月十五日（木）午後四時まで

(3) 受験申込み方法 公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において必要な事項を入力し、申し込むこと。

なお、インターネットによる受験申込みが行えない正当な理由がある場合（身体に障がいがありインターネットの利用が困難である場合等）には、令和三年四月七日（水）までにセンター本部（電話〇三六二六一三三三〇）に申し出ること。

四 合格者の発表及び合否等の通知 令和三年十二月二日（木）（予定）（学科の試験については、同年九月七日（火）（予定））

五 その他

- 1 設計製図の試験の課題は、令和三年六月九日（水）頃からセンターのホームページ（<https://www.jaic.or.jp/>）において公表する。
- 2 詳細については、センター（電話〇三六二六一三三三〇）に問い合わせると。

と。

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和三年一月二十八日（第百六十二号）山梨県公告（開発行為及び公共施設に関する工事の完了について）

一三三	下	四	千九百四十六の二	千九百四十六の三
-----	---	---	----------	----------

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番